

令和4年 第4回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

- | | | | |
|--------------|------------------------------------|---------|--|
| 1. 開催日時 | 令和4年12月8日 | | 部を改正する条例制定について |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室(午前)
西予市議会第1委員会室(午後) | 議案第125号 | 西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 開 会 | 令和4年12月8日
午前 8時57分 | 議案第126号 | 西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 閉 会 | 令和4年12月8日
午後 1時21分 | 議案第127号 | 西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 出席委員 | | 議案第128号 | 西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について |
| 委員長 | 井関 陽一 | 議案第129号 | 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 副委員長 | 山本 英明 | 議案第137号 | 西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について |
| 委員 | 和気 数男 | | |
| 委員 | 信宮 徹也 | | |
| 委員 | 宇都宮俊文 | | |
| 委員 | 兵頭 学 | | |
| 1. 欠席委員 | なし | | |
| 1. 出席説明員 | | 議案第139号 | 西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について |
| 産業部長 | 和気 岩男 | 議案第142号 | 西予市宇和文化の里施設の指定管理者の指定について |
| 建設部長 | 三瀬 計浩 | 議案第143号 | 宇和米博物館(旧宇和町小学校)の指定管理者の指定について |
| 林業課長 | 酒井 淳二 | 議案第144号 | 西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について |
| 経済振興課長 | 浦田 和喜 | 議案第145号 | 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について |
| 農業水産課長 | 松末 博 | 議案第146号 | 西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について |
| 上下水道課長 | 松下 徳隆 | 議案第147号 | 西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について |
| 明浜支所産業建設課長 | 江尻 金哉 | 議案第148号 | 西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について |
| 野村支所産業建設課長 | 酒井 康次 | 議案第149号 | 西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について |
| 城川支所産業建設課長 | 紙崎 順一 | 議案第150号 | 西予市みかめ本館の指定管理者の指定について |
| 三瓶支所産業建設課長 | 浅野 幸彦 | 議案第151号 | 令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号) |
| 林業課長補佐 | 河野 貴之 | 議案第153号 | 令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 経済振興課長補佐 | 篠藤 武士 | 議案第154号 | 令和4年度西予市水道事業会計補正予算(第2号) |
| 経済振興課係長 | 名本 拓朗 | 議案第155号 | 令和4年度西予市公共下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 農業水産課長補佐 | 村上 英治 | | |
| 農業水産課係長 | 清家 卓 | | |
| 農業水産課係長 | 那須 重昭 | | |
| 農業水産課主任 | 山口 勝範 | | |
| 上下水道課長補佐 | 上甲 敬一 | | |
| 上下水道課長補佐 | 清水 宣行 | | |
| 1. 出席議会事務局職員 | | | |
| 書記 | 三好 祐介 | | |
| 1. 会議に付した事件 | | | |
| 議案第122号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 議案第123号 | 西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 議案第124号 | 西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について | | |

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午後0時58分

○山本副委員長

これより令和4年第3回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。

開会に当たり委員長より挨拶があります。

○井関委員長

挨拶を行う。

○山本副委員長

次に、三瀬建設部長より挨拶をお願いします。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○山本副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【産業部】

【林業課】

○井関委員長

それでは早速ですが審査に入っていきたいと申します。

議案第127号「西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について」課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは、議案第127号「西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を御説明申し上げます。

西予市城川みどりの交流館条例は、市民の相互交流及び都市住民の交流を通じて、情報を交換し、森林の総合的活用と地域活性化を推進するため、西予市城川みどりの交流館の設置及び管理に關し必要な事項を定めております。

本議案は、西予市城川みどりの交流館の使用料に關する規定を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

市内各施設の使用料等につきましては、平成16年の合併以降抜本的な見直しを行っておらず、算定根拠のほか、徴収区分や減免規定等について各施設の水準に格差が生じていたことから、全市的に使用料の見直しを行ったところでございます。

今回の使用料の見直しにつきましては、受益と負担の公平性を確保するため、その算定根拠を明

確化し、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定へと見直すとともに、今後も市民の福祉を増進し、市民サービスの質を低下させることがないように、公共施設の維持、管理運営の適正化を図るものであります。

それでは、資料を御覧ください。

同条例第9条に規定する使用料に關しましては、別表に規定するとおり、現行は、4時間当たり多目的室520円、会議室1,030円、冷暖房加算として、使用料の50%加算を設定しております。今回の見直しでは、1時間当たりで設定し、多目的室130円、会議室250円といたしました。また、従来の冷暖房加算については廃止し、第10条の規定に基づく減免の取扱いに關しましても整理いたしました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手の上お願いたします。

○山本副委員長

今冷暖房の項目は除けたということなんですか、この使用料の中に冷暖房使用料も含まれていると考えていいんですかね。

○酒井林業課長

今回の使用料の改定の共通ルールとして冷暖房加算は廃止させていただいております。

○山本副委員長

冷暖房をつけても構わないということで了解していいんですかね。

○酒井林業課長

冷暖房をつけても料金に変更はございません。

○井関委員長

ほかにございませんか。

○兵頭委員

みどりの交流館はいろんな団体が使用されるところなんですけど、どういった団体が主に利用されてるのか。利用日数等も分かりましたらお願いたします。

○酒井林業課長

利用団体につきましては、地域住民の方等でございます。あと半分程度は社会福祉協議会のデイサービスによるものが主なものです。

直近3年間の平均でいきますと、開館が113日、利用人数は1,568人となっております。

以上です。

○井関委員長

ほかにごいませんか。

○和気委員

ちょっとずれる質問かもしれませんが、先ほどの冷暖房の使用はもう請求しないということですが、これは西予市の全ての公共施設共通ということですかね。

○和気産業部長

今回の条例改正につきましては、全ての使用料に対して冷暖房をなくして中に入れ込むということで改正をさせていただいておるところでございます。

○井関委員長

ほかにごいませんか。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 127 号「西予市城川みどりの交流館条例の一部を改正する条例制定について」可決決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会としましては可決決定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 08 分)

【経済振興課】

○井関委員長

再開いたします。(再開 午前 9 時 26 分)

次に、経済振興課所管分に移りたいと思います。

議案第 122 号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは、議案第 122 号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 126 号「西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 128 号「西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 129 号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、この 4 議案につ

きまして、関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、各施設の使用料、観覧料等に関する規定を見直すため、関係する条例の一部を改正するものであります。

各施設の使用料等につきましては、平成 16 年の合併以降抜本的な見直しを行っておらず、算定根拠のほか、徴収区分や減免規定等について、各施設の水準に格差が生じていたところがございます。昨今の電力、ガス等の燃料高騰の影響により、施設の維持管理経費は大きく変動しており、経費の削減と集客力、稼働率の向上を意識した施設運営に資するとともに、公共施設の在り方を考える上でも定期的な使用料等の見直しは必要不可欠であると考えております。

今回の使用料等の見直しにつきましては、受益と負担の公平性を確保するため、その算定根拠を明確にし、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定へと見直すとともに、今後も市民の福祉を増進し、市民サービスの質を低下させることがないように、公共施設の維持、管理運営の適正化を図るものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

ただいま議案第 122 号の上程をいたしました。議案第 126 号、議案第 128 号、議案第 129 号いずれも内容が類似している内容ということで一括上程ということになりました。

質疑におきましては、議案第 122 号の「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」から質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでしたら、次に議案第 126 号「西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について」質疑のある方はお願いいたします。

○山本副委員長

使用料とは関係ないんですけど、若干傷んでいるようなバンガローもあったんですけど、修復をされて現在使用できるバンガローは何棟になっておりますか。

○浦田経済振興課長

緑地休養施設には、簡易宿泊施設であるバンガ

ロー、バーベキューハウス、共同トイレ等がございます。そのうち、バンガローは 18 棟ございますが、老朽化が進んでおり、現在 8 棟のみ使用できる状態となっております。

○山本副委員長

関連してですけども、バーベキュー施設、トイレ棟の使用はもう全く問題なくできますか。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 16 分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 17 分)

○浦田経済振興課長

先ほどの御質問ですけど、バーベキューハウスと共同トイレについては全く問題ございませんので使用できる状態であります。

○井関委員長

ほかにございませんか。

○兵頭委員

今ほど使用できないバンガロー棟があるということですが、それはもう改修はできないという考えか、改修予定はしてるけど今のとこ使用ができないという考えなのか、どちらでしょうか。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 17 分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 18 分)

○浦田経済振興課長

当件につきましては、担当の城川支所産業建設課の紙崎課長から答弁をいたします。

○紙崎城川支所産業建設課長

バンガローにつきましては、今 18 棟ありまして、現在 8 棟の使用となっておりますけれども、使用の状況を鑑みまして、現在の 8 棟のみで対応できるというような形になっております。残りの棟に関しましては、今後の改修の予定とはなっておりません。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようでしたら、次に、議案第 128 号「西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例について」の質疑を受けたいと思います。

質疑のある方ございませんでしょうか。

○信宮委員

ちょっと申し訳ないんですけど、議案第 128 号ないようなので議案第 122 号をもう 1 回聞きたいんですけどかまいませんかでしょうか。

○井関委員長

議案第 128 号が終わってから、もう一度。

議案第 128 号について何かございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

それでは議案第 128 号の審査はこれで終わりたいと思います。

今、信宮委員から議案第 122 号について質疑があるということでございましたので、差戻しまして議案第 122 号について、もう一度審査したいと思います。

○信宮委員

議案第 122 号の米博物館が今回の議案の中で指定管理を一般社団法人 n f c にされる予定でおるんですけど、米博物館の事務所、シェアオフィス、コワーキングスペースがあるんですけど、これの今稼働している率といいますか、どんな方が現在入っておるのかなと思ひまして、分かりましたら。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 22 分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 22 分)

○浦田経済振興課長

先ほどの御質問ですが、後に、米博物館の指定管理の指定について議案ございますので、そちらで御説明をさせていただけたらと思います。

○井関委員長

よろしいですか。今議案第 122 号に戻っておりますが、議案第 122 号についてはよろしいですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○井関委員長

それでは今議案第 122 号、議案第 126 号、議案第 128 号まで終わりました。

次に、議案第 129 号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」質疑を受けたいと思います。

質疑のある方はございませんか。

○山本副委員長

ジオショップの利用ですけども、出店したいが

というような希望はどのくらいおありでしょうか。今現在のジオショップの売上げというかそういうものはわかりますでしょうか。

○浦田経済振興課長

今回のこの施設一覧の使用料の関係なんですけど、実はジオグッズ販売をしておりますけども、使用料の規定にきちんと明記されてなかったため、条文に加えさせていただいております。こちらのジオショップにつきましては、観光物産協会に委託をしております。観光物産協会に会員として加入いただいたところが条件としてジオショップに物品等を納品できるというふうにしておりますので、現状のところ、どれぐらい入っているかという業者名については把握しておりませんが、そういったことで観光物産協会の会員の加入もあわせて増やすような対策としております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

1 議案ずつ採決を行いたいと思います。

まず、議案第 122 号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」可決決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては可決することに決定いたしました。

次に、議案第 126 号「西予市城川緑地休養施設条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては可決決定することに決しました。

次に、議案第 128 号「西予市城川ふるさと交流館条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては可決決定することに決しました。

次に、議案第 129 号「四国西予ジオミュージア

ムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては可決決定することに決しました。

続きまして、議案第 139 号「西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について」課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは、議案第 139 号「西予市城川文書館設置条例の一部を改正する等の条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

西予市城川どろんこ祭り保存館は、県指定の無形民俗文化財御田植神事に関する資料を展示、公開するとともに、その伝承を通じ地域の活性化を図るため、平成 6 年度に建設された施設であります。

西予市城川文書館は、平成 9 年に旧愛媛銀行土居支店から建物の寄贈を受け、歴史的に重要な価値を有する古文書、公文書、その他記録遺産等を収集、または保存研究活動を行う施設として利活用してきました。しかし、建設後 100 年以上を経過し、老朽化と耐震性の問題から今後の長寿命化が困難な状態となっております。

本議案は、新築される土居地域づくり活動センター内にて、地域の活性化、記録の伝承を目的として、西予市城川どろんこ祭り保存館に収蔵する資料等を展示できる見込みとなったことから、当施設を設置する条例を廃止するとともに、老朽化の著しい西予市城川文書館につきまして、どろんこ祭り保存館であった建物に移転し、管理運営を継続するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○山本副委員長

活動センターが来年 4 月にオープンの前定ですけども、その古文書の資料の搬入、今のどろんこ祭り保存館にある資料をセンターに持っていく、また古文書の資料をどろんこ祭り保存館に持っていくようになると思うんですけども、それは、セ

ンター完成後すぐというふうなことで考えてい
いんでしょかね。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時29分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前9時31分)

○浦田経済振興課長

当件につきましては、担当の城川支所産業建設
課紙崎課長から答弁いたします。

○紙崎城川支所産業建設課長

どろんこ祭り保存館の内容物の移動につきまして
は、センターがオープンする時期に業者で移動
させていただくというような形になっております。
そのあと文書館の文書につきましては、職員で、
どろんこ祭り保存館であった建物へ移動するとい
う形になっております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結
といたします。

お諮りいたします。

議案第139号「西予市城川文書館設置条例の一
部を改正する等の条例制定について」賛成の委員
の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会とし
ては可決決定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時32分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前9時32分)

次に、議案第142号「西予市宇和文化の里施設
の指定管理者の指定について」課長の説明を求め
ます。

○浦田経済振興課長

それでは、議案第142号「西予市宇和文化の里
施設の指定管理者の指定について」提案理由の御
説明を申し上げます。

本施設は、西予市伝統的建造物群保存地区内に
立地する12の公共施設について、多様化する観
光ニーズや地域住民の暮らしとのかかわり等に対
し効果的な運営を図るほか、民間ノウハウを活用
しさらなる魅力を創発するため、指定管理者によ

る運営を目指すものでございます。

本議案は、当施設の指定管理者候補として、公
募により一般社団法人西予市観光物産協会を選定
いたしましたので、その指定について議会の議決
を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選
定評価委員会、こちらのほう外部有識者4名によ
る審査を行い、当該候補者が地域の実情に精通し
ており、民間事業者の発想と手法で柔軟な運営が
期待されること、インバウンド等も視野に入れた
旅行業を手がけ、質の高いサービスの提供、効率
的な施設の運営が図れることを総合的に勘案し、
この施設の管理運営を行わせることが適当と判断
したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、
御決定くださいますようお願いいたします。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結
といたします。

お諮りいたします。

議案第142号「西予市宇和文化の里施設の指定
管理者の指定について」賛成の議員の挙手を求め
ます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会とし
ましては可決決定することに決めました。

次に、議案第143号「宇和米博物館(旧宇和町
小学校)の指定管理者の指定について」課長の説
明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは、議案第143号「宇和米博物館(旧宇
和町小学校)の指定管理者の指定について」提案
理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の
指定管理者候補として、公募により一般社団法人
n f cを選定いたしましたので、その指定につい
て議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選
定評価委員会による審査を行い、当該候補者が、
米博物館の歴史的、文化的価値や先人の熱い思い

を十分に理解した上で、新しい発想のもと、サテライトオフィスの利活用やインフルエンサーによる情報発信、各種イベントの提案等、これまでにないクリエイティブな活動が期待されること等総合的に勘案し、この施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

○信宮委員

先ほど違うところで聞きましたけれども、改めて今回質問させていただきますが、3点伺いたいですけれど。

一般社団法人n f cという法人はなかなか聞きなれないところでして、どうも新しい一般社団法人だと聞いておりますが、代表になられる成瀬さんは、長らく地元で不動産業やられて、地元の商店街の方とも交流もされとるので、全然心配はしていなくて期待はするところであるんですが、n f cの概要といいますか、詳しいことが分からないので聞かせてもらいたいのが1点。

それから、今まで指定管理されとったZENKON-n e xでしたかね、これは香川県だったと思うんですけど、市外の業者なので今回市内の業者になるということは大変いいことだと思うんですけど、その変わった経緯、詳しい経緯が分かりましたら聞かせてもらいたいのが2点と。

あと、米博物館の中の事務所、シェアオフィス、その辺がどれぐらい使われておるのか、現在どんな方が入っておられるのか、教えていただきたいと思えます。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時38分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前9時40分)

○浦田経済振興課長

それでは先ほどの御質問について、まず一般社団法人n f cとはどのような団体か、概要ということでありましたけど、宇和町の不動産業や建築業の事業者を中心に構成された団体であります。そのほか西予市内の空き家、空き地に係る諸問題解決に関する事業、また移住定住事業を推進し、西予市の魅力向上、地域振興に寄与することを目的に設立された団体と伺っております。

続きまして、2番目ですが、今まで米博物館で指定管理をされておりました一般社団法人ZENKON-n e x、こちらの指定管理者につきましては、平成29年度から関わっていただいております。代表の方が香川の方で、いずれは地元の方に引継ぎたいという思いを持たれており、今回は応募はされておられません。ただ公募ということで2社応募がありまして、そのうち西予市指定管理者等選定評価委員会において、一般社団法人n f cが選定をされたというふうに伺っております。

最後に、米博物館の事務所、貸しオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペースの利用状況でございますが、業者名等は控えさせていただきますが、事務所につきましては、貸しオフィスにつきましては10部屋ございます。そのうち8部屋利用をしております。シェアオフィスにつきましては3部屋ございますが、現在のところ1部屋の利用でございます。コワーキングスペースにつきましては6スペース中3スペースの利用の状況となっております。先ほど申しましたこの数値につきましては、令和4年11月末現在でございます。若干月によって変動がありますので、11月末現在におきましては、先ほど申しました数字のとおりでございます。

○信宮委員

n f cさんが今回指定管理を受ける予定ではありますが、住所がゆるりあんの事務所と現在なっておるんですけども、指定管理を受けた後もずっとゆるりあんの事務所の中にいられるのか、また指定管理を受けた後は、米博物館に移られるのか、それは分かりますでしょうか。

○浦田経済振興課長

事務所に関連しましては、まだ業者につきましては内定ということで通知しております。今回議会に上程し、決定したことによって、今後の打合せ等を進める予定でありますので、今の現段階では何ともお答えしようがないというような状況でございます。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

○山本副委員長

2社の応募があったというふうに聞いたんですが、残りの落選者といいますか、もう1社は西予市内の業者でしょうか、西予市外の人でしょうか。

○浦田経済振興課長

業者名につきましては控えさせていただきますけど、市内の業者でございます。

[発言する者なし]

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 143 号「宇和米博物館（旧宇和町小学校）の指定管理者の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては可決決定することに決しました。

次に、議案第 147 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは、議案第 147 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理者候補として、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が施設の設置目的達成に関する技能、技術を十分に蓄積していること、これまで取り組んできた経営改善により施設運営の効率化が図られており、地域外観光客等の確保や地域振興及び活性化のための取組の成果が認められることを総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○兵頭委員

シーサイドの温浴施設の件ですが、これどころも温浴施設、人口減などによって入浴客数も減つと

るかと思うんですけど、ここの施設の年間利用者数の増減どうか、そこら辺分かります。

○浦田経済振興課長

西予市明浜観光交流拠点施設の温浴施設の施設利用者数でございますが、令和 2 年 7 月から運用を開始しております。そちらが、入浴者数が 1 万 7960 人、令和 3 年度につきましては 2 万 2821 人、令和 4 年 10 月末現在で 1 万 3727 人となっております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

○兵頭委員

今、令和 3 年が 2 万 2800 人、令和 4 年 10 月末現在ということで 1 万 3700 人、この減ってる主な原因は把握されておりますか。

○浦田経済振興課長

詳細につきましては調査研究してないので具体的な数字は申し上げられませんが、恐らく新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みて、外出することを自粛されとる方がいるのではないかとこの予測ではありますけど、そういうような状況ではないかと思っております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 147 号「西予市明浜観光交流拠点施設の指定管理者の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会としては可決決定をいたします。

続きまして、議案第 148 号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは、議案第 148 号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理者候補として、非公募により惣川自治振興

会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が地域の実情に精通しており、施設の歴史的価値を理解するとともに、地域住民の大切なシンボルとして利活用がなされ、愛着ある施設に育て上げられたこと、ボランティア精神で皆が助け合い、施設の維持管理に努めていることが施設運営の効率化が図られていること等を総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方お願いいたします。

○和気委員

独特な建物で、ここを訪れる方がまずどれぐらい来てもらっとるのか。特徴的な交流があるのか、そこら辺聞かせてもらったらと思います。

それからもう茅葺きの葺き替えが近いんじゃないかと思うんですけども、以前聞いたところでは、葺き替え職人的な方が非常に少ないと。それから、茅を集めることが非常に難しいというふうなことを聞いたんですが、そこら辺のことはどのようなことになってるのかお聞かせ願いたいと思います。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時52分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前9時57分)

○浦田経済振興課長

当件につきましては、担当の野村支所産業建設課酒井課長から答弁をいたします。

○酒井野村支所産業建設課長

平成23年頃までは、年間5,500人程度の入館者があったということですが、平成24年以降は3,000人程度というふうに推移しております。近々のデータにつきましては手元にございませませんが、コロナ禍ということで1,000人台あたりに推移しとるのではないかとというふうに推測をいたします。それと地元の交流施設ということになっておりますので、地元と地域と地域外の方の交流ということで、こういった事業をやっとるの

かということをおっしゃいましたが、こちらにつきましては、5月のお茶会、9月頃の観月会、12月にしめ縄づくり、1月に土居家の七草イベント、そういったものを地域と地域外の方の交流としてやられておるといようなことになっておるようです。

茅の確保ということではおっしゃいましたが、建設当時は地元で茅を確保されて地元の屋根士が作業をされてつくられたという、地元ならではの施設であったんですが、それ以降の葺き替えにつきましては、周辺の業者に依頼をしまして、業者が茅の確保を行ってそこの業者が建設事業の一環として、屋根の葺き替えをしておるとい状況であります。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

○山本副委員長

土居家のことに限ったことではないんですが、先ほどから指定管理者選定委員会4名の方の構成員というようなことが課長の説明であったんですけども、この4名の方の構成といたしますか、どういふ方々が入れとるんでしょうか。

○浦田経済振興課長

先ほどの指定管理者評価委員会のメンバーの関係ですけど、名前は伏せさせていただきますが、職種、役職について御説明をさせていただけたらと思います。

大学の教授、税理士、社会保険労務士ということで、職種につきましては3職種、専門的に、やっぱ貸借対照表でありますとか、決算状況でありますとか、そういったことを専門に見られておられる方、完全に外部の評価委員ということで今回行っております。

○山本副委員長

以前からそういう方々で、今回だけということではないわけですね。

○浦田経済振興課長

第三セクターの改革等を、まずはあけはま一から進めておまして、これが平成30年、令和元年度に行っております。その当時におきましては、この指定管理の評価委員会というのは内部の職員で対応しておりました。そういったことを踏まえて、改革の位置づけとして、評価委員のメンバーにつきましても、やはり決算状況等々専門的に見れる方を入れて、本格的に今年度からスタートという形になっております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 148 号「西予市野村茅葺き民家交流館の指定管理者の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては可決決定いたします。

次に、議案第 149 号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

議案第 149 号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理者候補として、公募によりみかめホールディング株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が地域の実情に精通しており、民間事業者の発想と手法で柔軟な運営が期待されること。質の高いサービスの提供とコストの低減に努め、効率的な施設の運営が図られていること等を総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○兵頭委員

海の駅の売りであった、あそこの水槽、なかなかマンボウも育たないということで、今のところは空の状態がもう何年も続いておると思うんですけど、あそこはあれが売りだったと思うんですけど、マンボウ以外に何かこう人を引きつけるようなものをいろいろ検討してると思うんですけど、そこら辺で何か今までに、また人集めのための水

槽を利用するような検討委員会なり、そういうことは考えられとるんですか。そこら辺お聞きしたいと思います。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 04 分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 07 分)

○浦田経済振興課長

当件につきましては、担当の三瓶支所産業建設課浅野課長から答弁をいたします。

○浅野三瓶支所産業建設課長

御指摘のとおり、潮彩館におきましては、生けず等でマンボウの飼育を図られており、それが、割とにぎわいの場づくりに貢献されたりしていたというのは事実かと思えますけれども、現在、マンボウの仕入れが基本的にできないということと、施設設備自体も老朽化がありまして、今有効な活用ができてないという状況でございます。

指定管理施設の更新の選定委員会の折にも、その考え方はお示しさせてもらったんですけども、今後また指定管理者と前向きな運用を図れるよう検討してまいりたいと思います。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

○信宮委員

三瓶は海の駅ということで、宇和にはどんぶり館、道の駅があるんですけど、道の駅は国交省の管轄ということで国交省の認可を受けて道の駅を名乗れるということだと思うんですけど、この海の駅についてはどういう立場なのか。道の駅になると、トイレを 24 時間開放しなきゃいけないというふうになっておるんですが、みかめ海の駅の前にもトイレがあるんですけども、そのトイレの管理状況はどうなってるのかお伺いしたいと思います。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 09 分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 13 分)

○浦田経済振興課長

当件につきましては、担当の三瓶産業建設課浅野課長が答弁をいたします。

○浅野三瓶支所産業建設課長

海の駅につきましては、詳細は今現在ようお答えしませんが、運輸局の指定により開設申請

して許可をいただいたものであります。また、公衆便所の運営につきましては、2年ほど前から24時間体制で指定管理者の管理のもと運営されております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

○宇都宮委員

先ほどのマンボウの件なんです、ずっと前からの経緯を知らないので、もう私海において、何で三瓶にマンボウなのかと最初から疑問持っておりました。当然それ経費も係る、わざわざよそからマンボウ引っ張ってきて生かすのかなという、一般市民としての感覚で見えてきて、これ考え方で、料理屋ではないけど、例えば、三瓶のアジが有名やったらアジ生かすなり、タイとかイセエビとか生かして、その場ですくって販売したら一石二鳥じゃないかなと思うんですけど、見せるために大きなこと金かけるんじゃないし、例えばイセエビだったら死にやせんので、生けすからすくい上げてお土産に買って帰ってもらおうとか、そういう発想もできんかなと逆に思うんですけど、それであれば、そこへ来て、八幡浜へ行きゃ魚市場があるけど、やっぱ三瓶来てもこういうのおりますよと、発泡スチロールなんか入れて生きたエビでも持って帰ったら、こういう発想はできんかなと私思うんで、答弁は難しいかもしれませんが、参考にしてもらって。そういう使い方、せっかく高い金かけて水槽があるのであれば、そういう発想も大事じゃないかなと。わざわざ本当高い金をかけて、今まで何でマンボウに金かけたかなという、私はもう前から思っておまして、そういう経営的にもいいような方法も、せっかくあるものを無駄にせんようなやり方、さっきから言いますように、三瓶がやっぱりアジとか、そこら辺が一番売りなんで、それを生きたものを見てもらって、いけんかったらみかめ本館でそれを料理してもらいなりすれば食べてよかった、おいしかった、生きたエビを持って帰ってよかったというような、そういう研究もしていただけたらと思いますが。

○浦田経済振興課長

委員の御質問についてもおっしゃられるとおりでありまして、基本指定管理者でございますので、指定管理の、指定管理にしているということは、民間のノウハウを活用してということで選定をしております。指定管理者から提案があればそれは

ありがたい話でありますけれども、行政からも、先ほど言われました、経営もありますので、そういう一般市民が感じられている、そういう意向をこちらからお伝えをして検討させていただけたらと思います。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第149号「西予市みかめ海の駅の指定管理者の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては可決決定いたします。

続きまして、議案第150号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは、議案第150号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、指定管理期間満了に伴い、当施設の指定管理者候補として、公募により有限会社みかめ本館トータルサービスを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、西予市指定管理者等選定評価委員会による審査を行い、当該候補者が地域の実情に精通し、ジオスポットめぐりなど、市内観光への拠点施設として積極的な運営が図られていること。コロナ禍においても民営手法の観点から効果的な管理運営を行われており、宿泊客の満足度の向上など、その実績が認められること等を総合的に勘案し、引き続きこの施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○山本副委員長

みかめ本館の利用者数、宿泊も含めてですけども、それと季節ごとが分かれば教えていただけたらと思います。

○浦田経済振興課長

先ほどの御質問ですが、季節ごとには数値を把握しておりませんが、年度別で報告をさせていただけたらと思います。令和元年度2,772人、令和2年度が1,372人、令和3年度は1,007人となっております。コロナ禍の影響もあり宿泊者数が減少しておりますが、令和4年度は、9月までの6カ月で1,027人となっております。行動規制が緩和されたことや全国旅行支援を利用する方が増えており、宿泊者数も回復傾向にあるということで報告をいただいております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

○信宮委員

西予市内の宿泊できる公共の施設といたしますか、そういうものは多々あるわけなんですけれど、みかめ本館に限っては、宿泊をメインに収入を得られてきたのではないかと思うんですけれど、ここにも書いてありますように、令和元年度の宿泊人数と比較すると半分50%の減ということで、現在の経営内容について分からないんですけれども、委託料はもうずっと変わっていないのか。また、みかめ本館から委託料についての支援みたいな要請はないのか。やはり今コロナが3年ほどたちまして、旅行業、宿泊、それから飲食、もう全てここにはかかってくると思いますので、その辺分かりましたらお願いいたします。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時21分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前10時22分)

○浦田経済振興課長

当件に関しましては、三瓶支所産業建設課浅野課長より答弁をさせていただきます。

○浅野三瓶支所産業建設課長

委員御指摘のとおり、コロナ禍が始まってこの3年間、ホテル業、宿泊業としては非常に苦戦しているのが実情でございます。かつ宴会等々も収益の中である程度の収益があったんですけども、その部分も減少しているということで、ダブルパンチということで非常に苦しい経営をされております。年間を通じて、決算等々を確認しますと、

ちょっとマイナス状況ということで、これにつきましては、経営者、指定管理者が自助努力でそれをマイナス分を補っているという形になっております。なお、その解消としまして、市としましては、それぞれコロナ禍に伴う経済対策であったりとかそこを打っておりますけれども、そこら辺の補助金等々を利用したり、また商工会等々の補助金等々も利用して、なるべくそこ負担をかからないように指定管理者も頑張ってるんですけども、いかんせんそこでも補えない部分があるかと思っておりますので、その自助努力も多少また切り口を変えて、違ったまた経営戦略も必要になってくるような考えを私も持っております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第150号「西予市みかめ本館の指定管理者の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会としては可決決定いたしました。

続きまして、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、経済振興課所管分について、課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、産業部経済振興課所管分について御説明申し上げます。

それでは、経済振興課所管分のまず債務負担行為分について御説明をさせていただきます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正一覧表のうち、西予市みかめ本館管理運営業務委託、西予市野村茅葺き民家交流館管理運営業務委託、西予市宇和米博物館管理運営業務委託、西予市宇和文化の里施設管理運営業務委託、4件について、先ほど御説明しました各施設の指定管理者の指定に伴い、指定期間における事業費の債務負担行為を設定するもので、西予市みかめ本館管理運営業務委託の期間は令和5年度から令和7年度、限度額は630万円、

西予市野村茅葺き民家交流館管理運営業務委託の期間は令和5年度から令和9年度、限度額は2056万5000円、西予市宇和米博物館管理運営業務委託の期間は令和5年度から令和7年度、限度額は2307万円、続きまして、西予市宇和文化の里施設管理運営業務委託の期間は令和5年度から令和7年度、限度額は1億107万円としております。

続きまして、歳入予算について御説明をさせていただきます。

予算書の10ページをお開きください。

17款1項2目総務費寄附金、ふるさと応援寄附金3000万円の増額でございますが、今年9月末までの寄附金収入実績が前年度比で約1.3倍となっておりますことから、現予算からの増額を見込むものであります。

続きまして、18款2項32目ふるさと応援基金繰入金1807万5000円の増額でございますが、先ほど御説明いたしました寄附金の収入の増額に伴いまして、返礼品代やポータルサイト利用料等のふるさと納税推進に係る経費も増額となりますことから、これに係る財源として当該基金を取り崩すものであります。

続きまして、歳出予算について御説明をさせていただきます。

補正予算書の14ページをお開きください。

2款8項1目地域振興費、ふるさと納税推進事業1807万5000円の増額でございますが、先ほど歳入予算で説明いたしましたとおり、歳入予算ふるさと応援寄附金の増額補正に伴いまして、返礼品代、返礼品送付に係る費用、観光物産協会への事務取扱手数料及びポータルサイト利用に係る業務支援委託料を増額するものであります。財源としましては、先ほど御説明いたしましたふるさと応援基金繰入金1807万5000円を充当しております。

続きまして、2款8項6目交流促進事業費、財源の組替えによるもので、事業名は記載されておりませんが、国際交流事業、補正額はゼロでございます。まちづくり推進課が所管であります県補助金、えひめの未来チャレンジ支援事業費県補助金35万3000円を減額充当するものです。これによる歳出予算の増減はございません。

続きまして、補正予算書の18ページをお開きください。

7款1項5目商工観光施設管理費、三滝ロッジ及びふるさと交流館管理運営事業23万1000円の増額でございますが、国際情勢の緊迫化に伴う世界的な燃料価格の高騰を受け、燃料費が大幅に増加し、燃料費調整制度の上限が廃止されたことに伴い、光熱水費、電気料でございますが、23万1000円を計上しております。

続きまして、補正予算書の19ページをお開きください。

7款1項5目商工観光施設管理費、竜沢寺緑地公園管理事業11万6000円の増額でございますが、こちらも国際情勢の緊迫化に伴う世界的な燃料価格の高騰を受け、燃料費が大幅に増加し、燃料費調整制度の上限が廃止されたことに伴い、光熱水費、電気料でございますが、11万6000円を計上しております。

続きまして、7款1項8目ジオパーク推進事業費、会計年度任用職員給与費（四国西予ジオミュージアム管理運営事業）39万4000円の増額でございますが、令和5年度に予定している新たな組織機構再編において、城川地区にあるギャラリーしろかわを所管し、加えて、隣接する城川歴史民俗資料館を補助執行することで、今年度オープンしたジオミュージアムと合わせた3施設を連携させた施策を推進するため、会計年度任用職員を1名雇用するものであります。

続きまして、補正予算書の21ページをお開きください。

10款6項5目文化の里振興費、先哲記念館管理運営事業43万2000円の増額でございますが、こちらも国際情勢の緊迫化に伴う世界的な燃料価格の高騰を受け、燃料費が大幅に増加し、燃料費調整制度の上限が廃止されたことに伴い、こちらも光熱水費、電気料、43万2000円を計上しております。

続きまして、民具館管理運営事業62万8000円の増額でございます。こちらも光熱水費、電気料62万8000円を計上しております。

続きまして、補正予算書の22ページをお開きください。

13款2項1目基金費、ふるさと応援基金事業3000万円の増額でございますが、こちらも先ほど歳入予算で説明いたしましたとおり、ふるさと応援寄附金と同額を当該基金に積立てをするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○兵頭委員

ふるさと納税推進事業で、昨年より寄附が多かったということで、基本的にどのような種類が一番要望が多かったのか。

また、今ジオブランドを新たに商品として何種類か立ち上げとるんですけど、そういったものの売行き具合が分かりましたら教えていただけたらと思います。

○浦田経済振興課長

ふるさと納税の返礼品のランキングでございますが、1番目にミカンとミカンジュース。2番目がモンブラン、栗ケーキでございます。3番目にタイとヒラメということでランキングはそのようになっています。

ジオの至宝の売行きでございますが、現在11品目ありますが、こちらにつきましては、どんぶり館等々いろんなところで売っておりまして、最終的な集計は現在整っておりません。

ただ、今後のうちの政策としましては、今回このふるさと納税の3000万円の増額でございますが、当初3億8000万円という目標を掲げておりました。現状3000万円増額ですので、4億1000万円ということで見込んでおります。

来年につきましては、あくまでも目標ではございますが、5億円ということで目標を定めております。そういった中で、やはりそのジオの至宝というのがいろんなところで売られておるんですけど、ジオの至宝というのは西予市民が分かってますけど、ほかの方は分かってない状況で、買うときに結局何もジオの至宝ということが分かってないので、そういった取組を現在のところ検討しております。

○兵頭委員

確かに、私どもは地元からこういう商品出しますって説明もありますし分かるんですけど、市以外の方がネットで申し込むときには、やはり一番目につくような、商品こういうのがありますよというようなことが一番、ランク上にしとったほうがチェックが入りやすいと思うんで、そこら辺の検討をぜひやっていただけたらと思います。

○浦田経済振興課長

実は今年度の取組の中で3000万円増額というのは、紙媒体の広告を全面廃止いたしております。ネット上の広告というのを毎月出しております、やっぱりその中で、ふるさと納税のパソコン上で一番目につくのがやっぱ画像でございます。その画像の取り込みにも重点を置いておりまして、その中で目につくような形の取組を、今年度から経済振興課に移管しておりますので、課題は様々にまだ山積みしておるんですけど、そういったことを一つずつ解決して、さらにこのふるさと納税の寄附額というのを増額を望んでいる状況でございます。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち経済振興課所管分につきまして、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては可決決定することにいたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時39分）

【農業水産課】

○井関委員長

再開を告げる。（再開 午前10時50分）

次に、農業水産課所管分に移りたいと思います。議案第123号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第123号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、農村地域における農業経営と農家生活の改善、住民福祉の向上及び地域連帯感の醸成に資するため、農村改善センターの設置について定めるもので、施設の名称は、第2条に規定する西予市俵津集落総合施設、西予市狩江多目的研修

集会施設、西予市田之浜構造改善センター、西予市明間多目的集会所施設、西予市多田多目的集会施設、西予市野村就業改善センター、西予市農村環境改善センターたかがわ、西予市農村環境改善センターうおなしの8施設となります。

当該施設は、合併前の旧町時代に、農林水産省補助事業を活用して整備され、整備当初の目的を残しつつ公民館機能を加えて活用してきましたが、令和5年度から公民館機能を取り除き、当初整備の機能に加え地域づくり活動センター機能を付与して活用されることから、西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例と整合性を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第123号「西予市農村改善センター条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会としましては原案どおり可決決定いたします。

次に、議案第124号「西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について」課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第124号「西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、家畜の育成増殖に努め、地域畜産の振興を図るため、四国カルスト地区国営草地開発事業により造成された大野ヶ原育成牧場の設置及び管理について定めるものです。

今回の改正は、使用料等の見直しにつきまして、受益と負担の公正性を確保するため、その算定根拠を明確化し、市民や受益者から理解が得られる

合理的な料金設定へと見直しを図るものであります。

主な改正点は、第2条に規定する牧場の名称及び位置を一覧表で整理したこと及び第7条で規定する利用料金について、1日1頭当たりの利用料金を規定で定めていたものを条例中の別表で定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○山本副委員長

夏季と冬季で200円の差があるのはどういう理由があるんですか。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時56分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前10時56分)

○松末農業水産課長

夏は温かいので放牧をしております、放牧地で草を食べて、それで飼養するということであります。冬については牛舎に入ってますので、配合飼料等を与えますので、額が高くなってるということでございます。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

○兵頭委員

ここに預ける牛の頭数とか、何軒あたりの農家さんが預けられてるのかお聞きしたいと思います。

○松末農業水産課長

預託の頭数でございますが、令和4年度では常時約150頭を飼養しております。延べ頭数では、令和元年度5万4727頭、令和2年度では4万8092頭、令和3年度では5万6193頭でございます。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時58分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前10時58分)

○松末農業水産課長

利用されている農家数については手元に資料がございませんので、後ほど調査をしまして報告をさせていただくということをお願いしたいと思います。

○井関委員長

それでよろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 124 号「西予市大野ヶ原育成牧場条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会といたしましては原案どおり可決決定いたします。

次に、議案第 125 号「西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について」課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第 125 号「西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本条例は、西予市の主要な産業として市民生活に深く関わってきた養蚕及び製糸に関する理解とともに、蚕糸業の振興に寄与するため、野村シルク博物館の設置について定めるものです。

今回の改正は、使用料等の見直しにつきまして、受益と負担の公平性を確保するため、その算定根拠を明確化し、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定へと見直しを図るものであります。

主な改正点は、入館料について、名称を観覧料と改めるとともに、使用料及び観覧料の規定を市内類似施設と合わせております。観覧料につきましては、ジオミュージアム観覧料と足並みをそろえ一般を 300 円から 500 円に、中学生以下を無料に改めました。また、使用料について、時間帯ごとで定めていたものを 1 時間ごとに使用料を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○山本副委員長

観覧の折に依頼をすれば、ガイドといたしますか、説明員といたしますか、そういうふうなことはしていただけるんでしょうか。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 02 分）

○井関委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 04 分）

○松末農業水産課長

ガイドの対応でございますが、飛び込みといたしますか、急に来られた場合、職員が空いておればガイドをさしてもらおうということにしております。予約の場合はスケジュール管理をして、ガイドをつけて説明をするようにしております。

○山本副委員長

ここに中学生以下は無料とあるんですけど、修学旅行で見学に来られとることが何回かあると思うんですけども、人数も多くなると思うんですけど、修学旅行、団体で来られたときの料金体系はどうされておりますか。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 06 分）

○井関委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 08 分）

○松末農業水産課長

団体割引、修学旅行とかも含めてなんですけども、今までは、大人の 15 人以上の団体は、個人では 350 円で、団体であれば 300 円、高校・大学生が、今までは個人であれば 300 円、団体で 250 円、小・中学校は、個人であれば 200 円、団体であれば 150 円という規定でありました。

今回の改正によりまして、一般では団体割引がなくなりました。高校・大学生においても 250 円の割引があったんですが 300 円ということにしております。中学生以下の者は、観覧料は無料ということに改正をするようにしております。

○井関委員長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 125 号「西予市野村シルク博物館条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会といたしましては原案どおり可決決定いたします。

引き続き、議案第 144 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第 144 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

本施設は、西予市内で捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用し、イノシシ及びニホンジカの解体処理作業並びに精肉加工を行い、鳥獣害防止並びに獣肉の特産化により、地域の活性化に寄与することを目的として平成 23 年度から運営しております。

施設の管理運営につきましては、質の高いサービスの提供とコストの低減に努めるとともに、積極的かつ効率的な施設の運営を図るため、指定管理者制度により行うこととしております。

先般、指定管理者の公募を実施した結果、1 件の申請があり、西予市指定管理者等選定評価委員会での審査を経て、株式会社ありがとうサービスを指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定理由といたしましては、様々な形態の飲食店を経営していることに加え、協力関係にある食品加工業者、小売業者もあり、解体処理した獣肉の販売、加工が十分に見込めること。また、施設の職員配置について、現在の体制から 1 名増員し常時 2 名体制で運営することを前提にスムーズな施設運営を検討されていることから、施設の効用を最大限に発揮でき、管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、また、将来において安定的な経営が見込まれると判断したものであります。

なお、指定管理者候補者の概要及び事業計画等につきましては参考資料を御参照ください。

以上、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○宇都宮委員

この獣肉処理加工ですが、当然取ったものが全て加工できるわけじゃないというのが常識と思うんですが、血抜きしているとか鉄砲で撃ったのはいけないとか、持っていたものが全て加工になるわけやないんで、どういう条件のものが加工になって、こういうものはいけないとか、全体で取ったイノシシに対してどれぐらいの割合で加工として使えてるのか。分かる範囲で説明願いたいと思います。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 14 分）

○井関委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 18 分）

○松末農業水産課長

この件につきましては、担当であります山口主任からお答えをさせていただきます。

○山口農業水産課主任

搬送の条件につきましては、止め刺しを行ってから、血抜きを行ってから 2 時間以内に持ってきていただくということが条件となっております。

また、捕獲したイノシシ等の利用につきましては、全体の約 5 % の利用となっております。

○山本副委員長

今の質問に関連してですが、実数の頭数も言っていたいただけますかね。

○山口農業水産課主任

令和 3 年度のイノシシの成獣の捕獲数につきましては 1,963 頭、解体しました頭数につきましては 108 頭となっております。

○井関委員長

ほかにごございませんでしょうか。

○和気委員

今の指定管理者のことですが、この管理者になられてから非常にスムーズにいろんなことができだしたということは聞いております。そのときに、ちょっと人力的に少ないんじゃないかというようなことも聞いておったんですけど、1 名増員されて、今のところは対応はできておるとい状況ですか。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 21 分）

○井関委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 24 分）

○松末農業水産課長

ここに従事する職員が増員したということではございますが、ここの施設の受け込み能力、処理能力というのが年間 120 頭という計画であります。そういうこともありまして、現在、今年度 10 月末時点でその 120 頭を超えております。人員は増員しましたが、施設の受け込み能力の観点で受け込みをお断りしておるといようなこともございます。そういうことで、お断りしなければならない事態も生じておるといことでございます。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 25 分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 30 分)

ほかにはございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようでしたら、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 144 号「西予市獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 145 号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第 145 号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

当施設は、旧野村町において、昭和 45 年に四国カルスト大野ヶ原の国営草地改良事業が実施され大野ヶ原育成牧場が設置されたものです。生乳生産基礎となる育成段階の牛を大野ヶ原育成牧場において約 2 年間飼養し、種つけ後酪農家へ引き渡すことで、生産者の生産コストを低減し、足腰の強い生涯生乳乳量の多い乳用牛を育成することで、市内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、担い手の育成確保を図り、合理的な営農活動を推進することを目的としている施設であります。

今回、本施設の指定管理者の候補といたしまして、西予市指定管理者等選定評価委員会にて審査

した結果、非公募により東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由としましては、平成 22 年度から運営管理を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、当施設における育成牛の飼養管理は、生き物を生産者から預かり、受精後に生産者へ引き渡すといった年間休日のない牧場管理、牛の飼養管理、種つけなど特殊な技術を備えていること。東宇和農協は、県内最大の畜産産業の中核であり、子牛育成所等を運営し、飼養能力が高いこと。また、西予市生乳は、全量東宇和農協が集荷し、生産者と密に連携していることから、東宇和農業協同組合にこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

以上、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○信宮委員

146 ページのこの自主事業計画書の中に、夏季と冬季の預託料の計画があるんですけど、先ほど可決しました条例改正でこの預託料が変わってくると思うんですけど、その次のページの 147 ページの収支計画書の中で、収入で西予市の支援金ということで 727 万 3000 円、これも先ほど債務負担行為で年 800 万円の債務負担行為で指定管理になると思うんですけど、ここに奨励金等って書いてありますので、その意味と、また最近、その飼料、粗飼料、濃厚飼料とも上がっておりますので、その辺りがどうなるのかなと思いますので、分かったらお答え願いたいと思います。

○井関委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 34 分)

○井関委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 41 分)

○松末農業水産課長

信宮委員から質問のありました収支計画書の西予市支援金のところですが、奨励金等というふうな記述がございます。これにつきましては指定管理料ということが正しい表示となりますので、これについては後ほど参考資料の訂正の手続きをさせていただきますと思います。そこにつきまして

727万3000円というような記載がありますが、これは消費税を差し引いた金額でありまして、消費税を含めると800万円という指定管理料になります。

もう一つの御質問でございますが、飼料の高騰ということで、運営が大丈夫かということでありますが、これにつきましては農家から徴収する預託料の今後値上げを考えておりまして、農家負担の中でその運営を円滑にしていきたいというふうに考えております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第145号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第146号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第146号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

本施設は、現在の西予市明浜ふるさと創生館が、老朽化等により加工処理が追いつかない状況で、利用者の期待に応えられない状況にあることから、新たに加工処理能力のすぐれた柑橘加工施設を整備し、明浜地区で生産された柑橘を活用することで地域農産物の販売額の増加と新商品の開発を行い、地域の雇用を創出し、明浜地区の活性化を図るものであります。

今回、施設の指定管理者の候補者として、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、あけはまシーサイドサンパーク株式会社は、平成13年度から一貫して現在の柑橘加工施設ふるさと創生館やその他

の施設を一体的に管理運営しており、各施設の設置目的達成に関するノウハウが十分に蓄積されていること。さらに、これまでの経営改善と営業努力により施設運営の効率化が図られており、地域振興及び活性化のための取組の成果が認められることなどから、新施設の管理運営を行わせることが適当と判断したものであります。

以上、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時45分）

○井関委員長

再開を告げる。（再開 午前11時49分）

何かございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第146号「西予市明浜柑橘加工施設の指定管理者の指定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会としましては原案可決決定いたします。

続きまして、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、農業水産課所管分について課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」農業水産課所管分について説明をさせていただきます。

初めに歳出予算から説明させていただきます。予算書18ページをお開きください。

○松末農業水産課長

6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費の3億4449万4000円を309万4000円増額し3億4758万8000円とするものです。

今回の補正は、畜産公共事業運営促進事業において、指定管理者が管理する大野ヶ原育成牧場の牛舎のおがくずなどの資機材や糞を運搬、除去するスキットステアローダーが経年劣化により故障

し、早急に更新しなければ管理業務に支障を来すこととなりますが、予算措置がないことから、指定管理者において更新し、補正予算成立後、負担金として指定管理者に支払う指定管理施設備品購入負担金 265 万円を計上するものです。

また、酪農振興対策事業において、発熱、貧血、黄疸などの発症により死亡に至ることもある家畜伝染病ピロプラズマ症が発生したことから、指定管理者において投薬治療を実施しておりますが、指定管理者の負担が大きいことから、投薬治療費の2分の1に当たる酪農環境保全防疫事業補助金 44 万 4000 円を計上するものです。

続いて、9 目農業施設管理費の 7794 万 1000 円を 100 万 3000 円増額し 7894 万 4000 円とするものです。

今回の補正は、シルク博物館管理運営事業において、燃油価格や電力価格の高騰により予算が不足するおそれがあることから、燃料費 41 万 5000 円及び光熱水費 58 万 8000 円を計上するものです。

続いて、債務負担行為について説明させていただきます。

予算書 5 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為補正一覧表のうち、西予市大野ヶ原育成牧場管理運営業務委託及び西予市獣肉処理加工施設管理運営業務委託、2 件について、先ほど御説明いたしました各施設の指定管理者の指定に伴い、指定期間における事業費の債務負担行為を設定するもので、西予市大野ヶ原育成牧場管理運営業務委託の期間は令和 5 年度から令和 9 年度、限度額は 4000 万円、西予市獣肉処理加工施設管理運営業務委託の期間は令和 5 年度から令和 7 年度、限度額は 1433 万 4000 円としております。

以上で農業水産課所管分の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

○兵頭委員

18 ページの酪農環境保全防疫事業補助金 44 万 4000 円で、病名がピロプラズマ症という名前なんですけども、その病気はどういう影響があるわけですか。病気の内容を。

○松末農業水産課長

ピロプラズマ症ということなんですけど、寄生虫の一種である原虫が引き起こす病気で、ダニの受益線にひそみ、吸血時に牛の体内に侵入して赤血球内に寄生し、赤血球を破壊することで、貧血、黄疸、発熱などを引き起こす病気となっております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 151 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、農業水産課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会としては原案可決決定いたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前 11 時 56 分）

【建設部】

【上下水道課】

○井関委員長

再開を告げる。（再開 午後 0 時 57 分）

次に、建設部に移りたいと思います。

まず、建設部長の挨拶をお願いいたします。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○井関委員長

それでは早速であります。上下水道課所管分について審議に入りたいと思います。

議案第 137 号「西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

議案第 137 号「西予市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」を御説明申し上げます。

本条例は、農業集落排水事業が特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、関係する 5 つ

の条例の一部を改正するものであります。

お配りしております上下水道課、議案第 137 号資料を御覧ください。

1 つ目の条例に関し、本条例第 1 条では、西予市特別会計条例の一部を次のように改正いたします。

西予市特別会計条例第 1 項第 5 号「西予市農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業」を削ります。

2 つ目の条例に関し、本条例第 2 条では、西予市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正いたします。

第 1 条の見出しを「設置」から「趣旨」に改めており、同条例の同条中の「集落における環境基盤の整備と公衆衛生の向上を図るため」を、「この条例は」に、「を設置する」を「の管理に関し必要な事項を定めるものとする。」に改めます。第 2 条では「区域」を「排水区域」に、第 3 条第 1 項では「処理区域」を「排水区域」に改めます。また、別表区域の欄中「区域」を「排水区域」に、位置の欄中、地区名をそれぞれ改め、地区名に続き「の一部」を加えます。

3 つ目の条例に関し、本条例第 3 条では、西予市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正いたします。

表題第 1 条の見出し中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条中「公共下水道事業」を「下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び公共浄化槽等整備推進事業という。以下同じ。）」に改めます。第 2 条中、第 3 条第 1 項中、「公共下水道事業」を「下水道事業」に、第 3 条第 2 項中「排水区域」を「公共下水道事業の排水区域」に改め、同条に 3 項「農業集落排水事業の施設の名称、位置及び排水区域は、西予市農業集落排水処理施設条例（平成 16 年西予市条例第 199 号）第 2 条のとおりとする。」及び 4 項「公共浄化槽等整備推進事業の排水区域は、西予市公共浄化槽等整備推進事業条例（平成 19 年西予市条例第 7 号）第 3 条に規定する区域とする。」の 2 項を加えます。第 4 条から第 7 条まで並びに第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 3 号中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改めます。

4 つ目の条例に関し、本条例第 4 条では、西予市公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を次のように改正いたします。

表題の「公共下水道事業」を「下水道事業」に改めます。第 1 条中「公共下水道事業に」を「下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び公共浄化槽等整備推進事業という。以下同じ。）に」、「公共下水道事業の」を「下水道事業の」に改めます。第 2 条第 1 項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改めます。

5 つ目の条例に関し、本条例第 5 条では、西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を次のように改正いたします。

題名の「浄化槽市町村」を「公共浄化槽等」に改めます。第 1 条中「市が浄化槽市町村整備推進事業（浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日厚生省衛浄第 67 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に基づく事業をいう。）により設置する浄化槽の適正な設置及び維持管理等の推進を図るため、これらに」を「浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条の 17 の規定に基づき、公共浄化槽等の設置及び管理に」に改めます。

第 2 条第 1 号中「昭和 58 年法律第 43 号」を削ります。第 3 条中「市長は」を削り、「を定めるときは、」「は、市長が定める区域とし」に改めます。

附則として、施行期日について、第 1 項、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。準備行為として、第 2 項農業集落排水事業及び公共浄化槽等整備推進事業の設置及び経営に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものとします。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はよろしくお願ひいたします。

○和気委員

部長さんの挨拶の中で、雨が少なかって厳しい状況になったと。それぞれの状況、野村、宇和、あと簡易水道、非常に厳しかったような状況など…。

○井関委員長

和気委員、今審査中なので、今は議案第 137 号に関する質疑のみにお願ひいたします。

質疑はございませんでしょうか。

○兵頭委員

これ公会計移行のための改正ということで、確か公会計は1年単位、年単位でやるようになるのでしょうか。そこら辺を教えてもらったと思います。

○松下上下水道課長

公営企業会計といたしまして、この農業集落排水に関しましては、来年の4月1日から3月31日を会計年度としております。通常の一般会計ですと出納閉鎖期間というのが2カ月間設けられておりますが、3月31日で打ち切りとなります。

○井関委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第137号「西予市農業集落排水事業に地方企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会といたしましては原案可決決定いたします。

次に、議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」と関連がございますので、議案第153号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」上下水道課所管分、議案第153号「令和4年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

今回の補正は、電力の価格高騰による増額補正を行うものであります。

これによりまして、歳入歳出予算のそれぞれ419万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億1943万2000円と定めるものであります。

それでは、特別会計補正予算書の7ページを御覧ください。

1款事業費、1項1目施設管理費では、10節需

用費において、光熱水費、田之筋、中川、石城、多田の電力料、合計419万円を増額し1億6772万1000円としております。

これによりまして、6款1項繰入金、1目農業集落排水事業繰入金では、1節一般会計繰入金を419万円増額し2億1484万3000円にしておりません。

この繰入金の財源調整として、一般会計補正予算書の18ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、27節繰出金において、農業集落排水特別会計繰出事業として419万円を増額しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

議案第151号、議案第153号は関連がありますので両方一緒の質疑としたいと思います。

質疑がある方はお願いいたします。

○信宮委員

特別会計補正予算の先ほどの説明ですけれども、処理区があるわけですけど、その中の4つだけ上がるというのはどういうわけなのでしょう。

○松下上下水道課長

もともと電気代等におきましては若干の余裕を見て予算を計上いたしております。なので、比較的電気代が安い処理区に関しましては、ほかからの流用とかで賄っております。ただ田之筋、中川、石城、多田につきましては、ほかに比べて電気代がかなり高い施設になっております。このためもう流用では対応できずに今回補正予算として計上させていただいております。

○井関委員長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

1議案ずつ採決をとりたいと思います。

議案第151号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第8号）」上下水道課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としましては原案可決決定いたします。

次に、議案第 153 号「令和 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会としましては原案可決いたします。

続きまして、議案第 154 号「令和 4 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」について課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

議案第 154 号「令和 4 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、電力の価格高騰による営業費用の増額を行うものであります。

水道事業会計補正予算書の 10 ページを御覧ください。

収益的支出の 1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、14 節光熱水費、25 節動力費、2 目配水及び給水費の 25 節動力費、合計しまして 3084 万 6000 円を増額し、補正後の営業費用を 7 億 4968 万 1000 円としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 154 号「令和 4 年度西予市水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、当委員会としましては原案可決いたします。

最後の議案となります。議案第 155 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について課長の説明を求めます。

○松下上下水道課長

議案第 155 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は電力の価格高騰による営業費用の増額を行うものであります。公共下水道事業会計補正予算書の 8 ページを御覧ください。

収益的支出の 1 款下水道事業費用、1 項営業費用、1 目管渠費、15 節光熱水費、3 目処理場費、15 節光熱水費、合計 540 万 9000 円を増額し、補正後の営業費用を 4 億 6112 万 3000 円としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○井関委員長

課長の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○井関委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 155 号「令和 4 年度西予市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○井関委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としましては可決決定することにいたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 20 分）

○井関委員長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 21 分）

本委員会に付託されました議案の審査につきましては全て終了いたしました。

これにて閉会をしたいと思います。

閉会 午後 1 時 21 分

西予市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

井関 陽一